

税制調査会（第5回基礎問題小委員会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成26年10月21日（火）15時51分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

## ○記者

本日は、基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）での働き方の選択に対して中立的な税制についての集中的な議論の二回目でした。配偶者控除を巡る問題について、委員の方々から幅広い様々な意見が出ましたが、この点について総括をお願いします。

## ○中里会長

働き方の選択に対して中立的な税制について議論をスタートし、配偶者控除等をきっかけとして中身に入りましたが、やはり議論は徐々に広がり、今日は様々な意見が出ました。給与の支払い方や、社会保険料の徴収の仕方など、政府税制調査会（以下、「政府税調」という。）マターとは言えないようなことも、ある程度議論する必要があるという意見が出ました。また、働き方の選択という場合、給与所得控除も大きなポイントとして入ってくるのではないかという意見もありました。そして、勤労所得以外の所得も、ある程度多くあれば労働時間を減らせるなど、そのような意味では働き方の選択に影響を持つと思います。

そうすると、再来年の中期答申までには、所得税の制度全体から物事を見るということを考えていく必要があると思います。よって、今の段階でどの程度までテーマを拡大できるか分かりませんが、少し広めの意識を持って議論するという視座を設定した上で、次回、集中的な議論の三回目の基礎小委の議論において、これまで議論したことについて一定程度のたたき台を作り、総会に上げるといったイメージです。

したがって、とても広範囲な話と、ある程度絞った話の両方を同時進行で行うということです。

## ○記者

配偶者控除の話から始まり、人的控除や給与所得控除といった所得税の他の控除のあり方や、所得税そのものの構造的な体系のあり方、また、所得税以外の税目との関係、あるいは税だけではなく130万円の壁と言われるように、社会保険料の負担の基準や、それぞれの企業が支給している配偶者手当といった福利厚生との関連など、税制を超えた分野にまで議論の幅が非常に広がっているところが見受けられます。そこで、この基礎小委では、どの範囲まで議論の幅を広げ、何を目指していくかをお伺いします。

## ○中里会長

配偶者控除一つを動かすと、ドミノゲームのように、白黒が全部ひっくり返り、あらゆるところで影響が出ます。あるいは、スプレッドシートで、一つの数値を動かす

と、あらゆるところで関数に応じて数値が変わっていくなど、そういったことが起こります。したがって、問題は幾らでも広がりますが、ここは政府税調の中の基礎小委ということであるため、幾ら幅広いものを扱うとは言いつつも、当然何もかも全て行うというわけにはいきません。

目標は何かということだと思いますが、働き方の選択について中立的な所得課税制度という視点で、制度を再検討し、その範囲の中でどのような方策があるのか、それは変数をどの程度動かすかによって当然違ってくると思います。少ししか動かさない場合、中程度動かす場合、多く動かす場合で、それぞれ対応策が当然違うと思いますが、それをできる限り場合分けし、具体的に示せば良いと思います。

#### ○記者

ちょうど10年前に、当時の政府税調の基礎小委で、今回と同じように非常に幅広く構造的な変化に応じた議論が行われ、『我が国経済社会の構造変化の「実像」について』（以下、「実像」という。）という一つの論文をまとめました。これは、この人口減社会や、このような構造変化に合わせて、あるべき税制のあり方がどのようなものを慎重に議論し、それを示唆したのですが、改めて政府税調として、当時の「実像」のように中長期的なあるべき税制の姿、方向性を提言書のようなものでまとめるお考えはありますか。

#### ○中里会長

「実像」は、当時として、理論的にも水準が高く、一生懸命議論されたもので、この「実像」について、意識はしています。その中で10年後、その「実像」に書かれたことがどの程度修正されるか、さらにこの10年の変化を念頭に置いて将来のことをどのように考えていくかは、頭の中には当然あります。

時間の制約もあり、どこまで出来るか分かりませんが、2年後の中期答申を出す際に、「実像」の後を受けて、この10年間の変化も組み込みながら一定の方向性を打ち出せたら良いと思っています。

それを所得税の制度についてどこまで出来るか分かりませんが、議論をスタートしようということにはなっていると思います。働き方に中立的な税制、配偶者控除という問題が少しずつ広がってきたことは、その現れだと思いますので、先輩方の大変優れた作品を見ながら、我々も頑張っていくことになります。

#### ○記者

今後のスケジュールについてですが、2年後の中期答申に、最終的にはきちんとしたものをまとめるということでしたが、当面において、例えば、年内に何か中間の予備的なものをまとめる予定があるかということと、年明けはどのような形で議論を進めていくかについてお伺いします。

#### ○中里会長

基礎小委での議論は、あくまでも総会において委員全員で議論していただくための

たたき台を作っているということであるため、この基礎小委の議論を総会にどのように上げるかについては、先ほど申し上げたとおり、もう一度慎重に考えた上で、それを考えるということです。

その上で、総会でどのような議論をどの程度できるかについては、まだ始めていないため、必ずしも先のことが今の段階で確定しているわけではありません。

ただ、2年後の中期答申にできる限り繋げられるような議論を総会で出来たら良いと思います。しかし、これは簡単に出来る話ではないため、今の段階では正確なことを申し上げることは難しいと思っています。

#### ○記者

働き方に中立的な税制について、今日、経済財政諮問会議でも、6月の骨太以降初めての議論に着手される予定になっています。重いテーマだと思いますが、経済財政諮問会議での議論と政府税調の議論を、どのような形で収斂させていくのか、この二つの政府の会議体の関係について確認させてください。

#### ○中里会長

経済財政諮問会議は、日本の経済の政策や、財政の政策など、そのようなものについて基本的な問題を議論し、その中の一環として働き方の選択に対して中立的な税制というものを扱っています。

先ほどの議論で明らかのように、我々は、所得課税制度全体を時代に合った、適正、公平、公正なものにしていこうという中で、働き方に対して中立的な税制という視点から物事を見ていくこととなります。したがって、両方でそれぞれ議論の視点が多少違うということは、ある意味当然のことだと思います。

その際に、6月の閣議決定で日本再興戦略ということで、税制、社会保障制度、配偶者手当等について経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討するというものがある一方、税制面では、経済財政諮問会議と連携しつつ、引き続き政府税調において幅広く検討を進めるというように指示を受けました。視点は違いますが、経済財政諮問会議での議論も踏まえつつ、我々は、所得課税制度全体の枠組みの中でどのようなものが望ましいかということを経済的、中長期的に考えていきたいと思っています。

#### ○記者

経済財政諮問会議の件について、今日の会議が始まっていないためどのような議論が展開されるかは分かりませんが、民間議員の中には、我々の事前の取材で、政府税調の議論のペースが少し遅いのではないかと、安倍内閣として女性の活躍推進ということを考えている最中で、まず答えを出していくことが重要だという御意見を持っている方がいらっしゃるようです。そのような民間議員の御意見に対して、中里会長としてはどのようにお考えになりますか。

#### ○中里会長

一つの会議体を動かして、ある種の議論をしていくというときに、様々な御意見が

出ることは、この世の中では当然のことだと思います。

経済財政諮問会議の委員の方々から、そのような注文等をおっしゃっていただければ、それに対して真摯に対応していきたいということであるため、むしろ歓迎します。

ただ、そのように言われたから明日までにすぐ結論が出るというようなことには、なかなかいきません。そのような御意見があるということは十分踏まえた上で、我々は我々の方法で行っていきます。経済財政諮問会議としてどのような御意見になるのかまだ分かりませんが、それは十分に配慮し、互いに連携しつつ行い、内閣の方針に御協力できるようにしたいと思います。

#### ○記者

これまでの議論では、働き方に中立的な税制ということで選択肢をある程度提示していく方向で、配偶者控除を入り口として所得税の控除全体を議論していく流れになっていると思います。その場合、いわゆる配偶者控除に関して選択肢を示すときには、まず、年末までに示していくというお考えですか。もしくは所得税全体に関して少し抽象的になるかもしれませんが、今までの議論をまとめてこのような方向性が良いといったことを示していくというお考えですか。

#### ○中里会長

礎5-1の1ページ目と2ページ目に、選択肢ではないですがいくつかの段階の異なる方針が出ています。例えば1ページ目の下の三つの○をご覧いただくと、人的控除の中で組み換えを行う方法、様々な調整措置全体の見直しを検討する中で、人的控除を充実することも視野に入れて検討する方法、消失控除や税額控除も視野に入れた検討を行うことによって所得再分配機能の回復の観点から見る方法など、配偶者控除だけを見ても様々なものが出ています。2ページ目もいくつかの方向性が出ていますが、何をどこまで動かすかによって違ってくるため、そのような意味のメニューを提出するということだと思います。

法人課税ディスカッショングループでは、何年かけて何パーセント実効税率を引き下げるかに応じて代替財源をどこからどの程度集めるかが変わってくるため、そのための様々なメニューを提出しましたが、ここではどの程度改正、改革をするかに応じて動かす内容は当然変わるため、そのような意味のメニューを提示できれば良いと思います。

中長期的に考える場合にどれが良いかという話と、目先のことをより優先するのかという話のどちらを選ぶかは政治過程で決まるのですが、いくつかの段階に応じて考えたいと思います。

#### ○記者

BEPSに関連した所得税の関連ですが、巨額の含み益を持っている株式を持ったまま非課税の国に移住して課税逃れをしているのではないのかとOECDが勧告をしているということだと思います。現状はどの程度まで補足出来ているのか私は分かりませんが、

非課税国で売却しても課税されない問題を、先進国では既に解決している一方、日本は未だ解決していないため、それを見直すべきではないかということだと思います。まずこの現状をどのように考えられていますか。

また、見直しの方向性は、今日ある程度提示されていると思いますが、ある程度猶予も設けた方がよいなど、その方向性について中里会長はどのように思われていますか。

#### ○中里会長

どのような視点で現状を調査するかによって大分違ってくると思います。合法的に課税を逃れている場合にどのようなメカニズムで逃れているかに関しては、100%把握出来るかと言え、必ずしもそうではありません。複雑怪奇な方法もあるため、全て役所等がそれを把握しているかといえ、そうではない場合もあると思います。それには様々なテクニックがあります。それらを把握する努力を役所は続けていくということなのでしょうが、仮に把握したとしても、合法的であるがゆえに、法律や条約を変えない限り動けないということが起こります。

合法的でないものについては、税務執行や、場合によっては刑事の問題でさえあるかもしれませんが、私はそのような調査の経験がありませんので分かりません。しかし、しかるべきところではしかるべき調査は当然行われていると思います。

見直しの方向性ですが、今日出てきたものは、含み益のある株式を外国に持っていくと、日本で発生した含み益が日本では課税出来なくなってしまう、これはいかなるものかということです。そして、外国ではそのようなものに課税しているのだから日本でも行うべきではないかという問題意識が提示されたわけです。これはBEPSの方でこのような問題については対応した方がよいということもあるため、日本もそれに対してどのようにするかという問題の一つの例として、これが出てきました。したがって、BEPSの報告書に、このような方向性が多々出てきますが、その中で現実ですぐ動けるものについてはなるべく早く行いますが、今後さらに時間をかけて行っていくものもあります。それは段階に応じ、立法作業を通じて行っていくことになると思います。最初からここからここまでは全て行うというわけにはいきませんが、時間をかければよいというわけではなく、少しずつ出来ることから行い、最終的にはOECDのBEPSプロジェクトに対して日本の財政や、課税の公平を守るために、出来る範囲で行いつつ、それを拡充させていくのだと思います。

#### ○記者

今日は余り意見が出なかったと思いますが、中里会長自身としては、この問題はどのようにしていくべきだと思っていますか。

#### ○中里会長

これは最終的には政治過程で決まる話だと思いますが、今まで日本で活動されていた方が日本に滞在しているときに日本企業の株式について発生した含み益が外国に移

住することによって日本での課税が全く出来なくなるとすれば、それに関して不公平だとおっしゃる方はいると思います。BEPSのプロジェクトの方で、OECDの方はそのようなことを言っており、外国の政府、外国の立法ではそれに対する対応がなされているということです。したがって、立法するかどうかは国会で決める話ですが、含み益の課税について日本でもそれを取り入れるべきという意見が出たとしても、特に奇異に感じることはありませんし、自然なことだと思います。私がそれに対して賛成か反対かは、全く別の話で、私が個人的にどのように思うかはここでは関係ないと思います。

課税逃れをする者は様々な知恵を出してくるわけで学者という視点からみれば興味深いこととも言えますが、そのように言っているのは税制改革が出来ないため、そこは様子を見ながら対応することが必要であると思います。

#### ○記者

二点お尋ねします。

一点目として、今後総会をされて、それから御検討されるということだと思いますが、年内に何回程度開催されるのか、そして選択肢を示すにしても、それは11月中なのか、もう少し後なのかというイメージがあれば教えていただけますか。

二点目として、先ほど質問があった経済財政諮問会議との関係で、税以外の社会保険料や、手当との関係など、そのようなことの方が主体ではないかという意見が今日もありましたが、このような議論が諮問会議で進むことについての期待感があれば教えていただけますか。

#### ○中里会長

11月、12月に何回総会を開くかに関してはまだ正確には決めていません。御承知のとおり、基礎小委は政府税調の20名の委員の方をメンバーとして議論します。そして総会は、対象を広げて全体の39名の委員で議論をし、どのような問題が出てくるかは皆様それぞれ視点が違うため、基礎小委で議論したものよりもさらに広がる可能性もあり、別の意見が出てくる可能性もあります。その様子を見ながら11月に何回行い、12月に何回行うといったように決めていかざるを得ないと思います。基礎小委として、たたき台を総会に提出し、総会でどのようなところまでいくか分かりません。確定的な方向性が一概に出るとは思いませんが、いくつかの方向性が出せたら、それはとても前進だと思います。

経済財政諮問会議の方では税制だけでなく、政策全般を議論されるわけですから。その中で給与の支払い形態や、社会保険料の徴収の仕方などについても当然御意見が出ると思います。今までもそうであり、今日の議論でも特に強く出ましたが、そのようなことについて政府税調は問題意識を持っているというシグナルが、経済財政諮問会議にも当然届くと思います。我々がシグナルを発したということをお理解いただければ良いと思います。税制の問題とされていますが、必ずしもそうではないところがある

ということを我々が今日、明確に出したことの意味を、ほかの組織体がどのように受け止めてくださるかを見ながら、我々も発言を変えていくことになると思います。

○記者

佐藤委員から結婚することについての何らかの控除をするという御意見があった際に、中里会長から独身税をお考えですかという御意見がありましたが、これについて今後考えていることはありますか。

○中里会長

私は独身税とは言っていません。

○記者

そのような昔に聞いたような名前が飛び出したため、それについて今後議論があるのかと思いました。

○中里会長

これは突き詰めると憲法問題にもなります。皆様の中にも結婚されている方、独身の方、様々な方がいらっしゃると思いますが、結婚するかしないかは、個人の終局的な価値判断で決まる話であるため、税制でこのようにすれば良いと誘導すべき話かどうかはまず問題になると思います。

ただ、独身の方の経済的状態と、結婚している方の経済的状態との両者の間に担税力に差異があれば課税が変わるということは、どちらに誘導するという話ではなく、課税の理論としてあり、特段、憲法に反する話ではありません。程度の問題ですが、扱いに差をつけることは、状況が違えば課税上の扱いに差が生ずること自体は自然なことですが、独身だから良い悪いなどの話は税制の議論には馴染みません。しかし、仮に独身の方がメリットが大きいというのであれば、課税を重くするという判断はあると思います。しかし、メリットの有無は人によって違い、結局は効用関数の差であるため、簡単には言えないと思います。

○記者

BEPSについてお尋ねします。中里会長が御質問されていた著作権のことについては、日本人のノーベル賞候補の作家などが海外に行った際、翻訳本が出たときの著作権使用料はどのようになるかという問題意識からの御質問だったのですか。

○中里会長

ノーベル賞どうこうを考えていたのではなく、単純に株式の含み益以外にも、日本で作られた何らかの財産に対する日本の課税権が外国移住によって消えてしまう場合が起こってくるかもしれないと申し上げました。そのようなものに対してすぐ措置ができるかどうかは分かりませんが、そのようなことについても具体的に議論していくことが出来れば良いという希望であり、具体的にノーベル賞がどうこうということではありません。

[閉会]